

(件名)

乗合バスの協議運賃について

(都市整備部都市計画課)

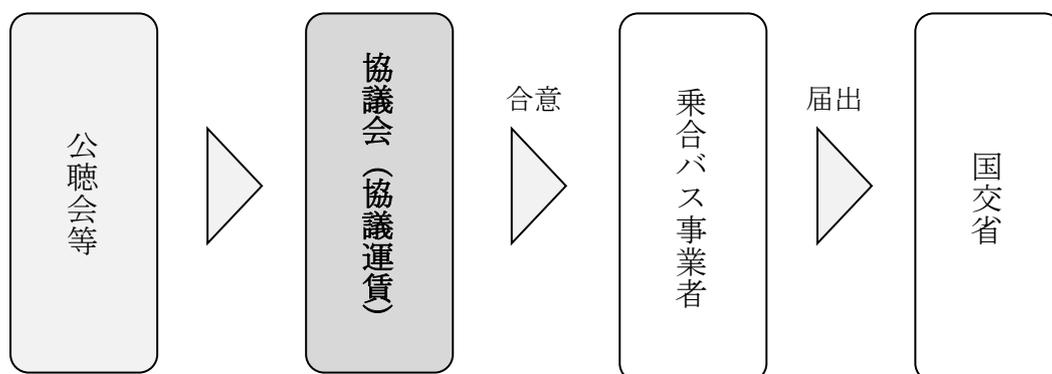
1 経緯

- ・ 道路運送法の改正（令和 5 年 10 月 1 日施行）に伴い、従来、地域公共交通会議にて協議されていた協議運賃（※）について、独禁法上のカルテルにあたらぬよう、別の協議会を設置して協議することとなった。（法第 9 条第 4 項）
- ・ 協議会の開催にあたり、市は事前に公聴会の開催等により、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととなった。（法第 9 条第 5 項）

※協議運賃制度

乗合バス事業者は、旅客の運賃及び料金の上限を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、運賃について地域公共交通会議で協議が調ったときは、上限運賃の認可を受けることなく、届出にて足りること

2 会議の流れ（イメージ）



法第9条第4項の協議会（協議運賃）

根拠	道路運送法（第9条第4項）
設置目的	従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送
構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。



法第9条第5項の公聴会の開催等について

道路運送法第9条第5項

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、あらかじめ、市町村の長又は都道府県知事は公聴会の開催、パブリックコメントの実施等により住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。



公聴会等の手法

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。



①公聴会の開催
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



②パブリックコメントの募集
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



③市政広報誌への掲載
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



④アンケート調査
(住民)
(利用者)



+ ⑤事業者団体へのヒアリング
(利害関係者)

※ () 内は想定する対象者

上記①、②、③はいずれかを実施、④と⑤は併せて実施することで道路運送法第9条第5項を満たすものと考えられる。